



【件名】入湯税課税免除に関する陳情

【要旨】和光市税条例第3章目的税 第1節 第118条（入湯税の課税免除）に記載する日帰り客の利用に供される施設において課税免除となる入湯料金1,000円以下という価格設定の撤廃もしくは引き上げをお願いしたく陳情致します。

【理由】私は健康維持の為に、市内にある日帰り温浴施設を利用している者です。私のように健康維持を目的として利用している人は多く、施設内では様々なコミュニティが形成されていて、日々の情報交換などを通じた地域の交流の場となっております。

そのような利用者同士の間では、ここ最近の様々な物価上昇により、日帰り温浴施設の利用回数を減らさなければいけないという話も多く、利用回数が減ることによる交流の場が無くなることや健康維持への不安も話に出ております。

そんな折に利用している日帰り温浴施設の従業員との会話の中で、施設では、昨今の原油価格高騰によるエネルギーコスト上昇や賃金上昇、原材料費の高騰などの影響が大きく、コスト削減など様々な対策を講じてはいるが、企業努力だけではコスト上昇の吸収は極めて困難な状況で、今後、利用料金の値上げも検討されているという話を聞きました。

物価上昇するなか温浴施設に限らず他の施設も含めて、施設はサービスを継続する為に価格転嫁は必要である事は理解出来るのですが、施設の利用料金が市の設定する入湯税の課税対象となる1,000円以上となった場合、我々、利用者が支払う料金は「利用料金＋入湯税」となってしまおうと聞き、実質的な負担が更に増えることに不安が大きくなっております。

今回の事で、私自身でも入湯税について調べてみると埼玉県で課税対象の価格を設定している市町村は全体の約半数で、近隣の戸田市では入湯料金の設定が無く、日帰りの温浴施設は入湯税が免除となっていたり、板橋区や練馬区では入湯料金が1,200円以下となっておりました。このように近い自治体同士でもこれだけの格差があり、何十年も前に制定した条例による課税対象の金額については、現在の物価と照らし合わせて見直しを図り、適正な課税の考え方を改めて議論する余地があると考えています。

現状、和光市は入湯料金による課税対象となる施設は無い為、入湯料金の引き上げによる税収減もありません。市民の交流の場や健康維持の場として有用である温浴施設の、より活発な利用の為に、「入湯税課税免除となる日帰り客の利用に供される施設においての入湯料金1,000円以下」という価格設定を撤廃もしくは引き上げをお願いしたく陳情致します。

令和 6 年 5 月 29 日

和光市議会議長

富澤 啓二 様

陳情代表者

住 所 埼玉県

氏 名

(ほか署名者 名)

(署名 (自筆) 又は記名押印が必要です。)